さながら検事論告

責任追及で第一回団交

会社は理不尽にも争議当時の戦術委員会全員の解雇をねらい、昨年末十名の不当な責任追及を申入れてきたが、その第一回の団交が一月十四日行なわれた。この団交で組合側は冒頭、坑内怪事件のデッチ上げの会社側の悪質な宣伝に抗議追及した。また、責任追及問題では、会社側は解雇理由を読み上げたが、組合側は一応その理由を聞くにとどめ、次回から質問、意見を述べ追及することとしてこの日の団交を終つた。

この日の団交出席者は組合から宮川組合長など二十名と、炭労本部諫山中執、九炭労花園副委員長総評本部河野全国オルグ。会社側は安田所長、渡辺次長、大沢人事部長など二十名、午後一時五十分から三時まで本社第一会議室でひらいた。

坑内怪事件のデッチ上げ宣伝に抗議

冒頭、組合は安田所長が一月九日の記者会見で「責任追及を申入れてから坑内で悪質ないたずらが続出している。重大な事故が発生する可能性があるので、調査の上厳重に処分する」と公表し、さらに一月四、五日に起ったという三川坑の問題など、説明を加えている問題について抗議した。

保安第一は組合として常に要求しているところであり、施設損かいなど思いもよらぬことである。このような重大な問題を、一方的な責任追及に結びつけ、組合とは一言の話合いもせず、いかにも三池労組員がやっているかのような対外発表は、松川事件、菅生事件式のデッチ上げとしか考えられない旨を強く抗議した。

これに対して会社側は、決して組合が指導しているとは思わないが、といいながら組合の正当な主張にろくな回答もできなかったが最終的に今後は事前に話合うことを約束した。

デタラメ極まる解雇理由

ついで会社側の解雇理由が読み上げられたが、その大綱は次の通りである。

1、全員に対する共通適用事項

今次三池争議で違法・不当な争議全般にわたり、これを企画、指令して実行させ、またその間に違法行為の発生を知り、または予め知り得たにもかかわらずこれを放置した……。

2、各個別の主な解雇理由

(イ)しばしば違法なピケ隊を現場に臨んで督励した。（宮川、久保田、灰原、浦池、永田、塚元の六名）

(ロ)今次三池争議で、ビラその他の情宣文書を発して、違法・不当な争議を全般に亘って指導した。（灰原）

(ハ)海上からの人員輸送、資材搬入業務を妨害した。（宮川、蒲池、木村、塚元の四名）

(ニ)ホツパー周辺で違法・不当な争議行為を指導した。（北岡、塚元、松藤の三名）

(ホ)会社の食糧輸送業務を現場で妨害した。（木村）

(ヘ)各所で暴力・傷害等の違法行為を指揮した。（北岡、永田、古賀、木村、松藤の五名）

(ト)このほか、仮処分執行妨害をした等があげられている。

組合活動の大弾圧だ

いうまでもなく今次三池争議は一二〇〇名にもおよぶ仲間の一方的な指名解雇に反対する斗いであり、組合ぶっ潰しによる合理化政策に対する炭労・総評労働者のやむにやまれぬ大斗争となったものである。

(1)三池争議は労働者のやむにやまれぬ正当防衛の斗いであった。

(2)三池争議自体を違法・不当とするのは三井鉱山だけではないか

(3)ピケ隊激励…を解雇する等は、争議権の基本的侵害だ。

(4)会社側だけはデマ宣伝が自由で組合側の情宣文書作成の責任追及は絶対許されない。

(5)総括して争議権・組合活動の大弾圧というほかはない。

三池争議の焦点は、三池の転場活動家の指名解雇です、会社側にとって、転場活動家は会社の意思通りにならない、全く厄介な生産阻害者として、是が非でも首を切らなくてはならぬという執ような決意で、首切りを強行してきました組合側にとって転場活動家は、一一三日の斗争いらい総評・炭労の転場斗争の方針を最も忠実に実践してきた組合員です。転場活動家の首切りは、転場斗争を圧殺して三池労組の団結の破壊を意図した組織攻撃と考えたのです。これはとりも直さず、三池労組という一組合の問題にとどまらず、炭労全体の組織攻撃、次に来るべき合理化への布石であり、わが国の労仂者全体の利害に連なる重大問題でとしています。裁判制度のテンポの遅さのために、三池争議が労仂運動史上残した貴重な教訓を十分に活かし得ないばかりか、裁判自体の重要性もとかく等閑に附されがちです。

公判で明らかにされる

池三斗争の本質と評価

三池斗争民事公判の経過(1)

三池争議の裁判のうち民事事件と会社は、いずれも三池争議の第一次合理化（四・六協定）に追討ち的に転場斗争を否認するために、攻撃をしかけてきたものです。

第三に、相浦和弘氏ほか一六七名整理解雇事件は、第二次合理化案を一方的に強行するため、三池争議中に指名解雇をしてきたものです。三池争議終結のさいの中山・藤林あっせん案の認めるところにしたがい、不当労仂行為を理由として解雇を争っている事件です。

第四に、責任追及懲戒解雇事件は三池争議中に派生した刑事事件を解雇理由とし、その責任を追及してきたものです。

○　○

まず第一に遠藤長市氏分会長懲戒解雇事件というのは、三池争議の原因となった転場斗争を解雇理由とする首切り第一号事件です。つぎに、下田正人氏ほか二名の懲戒解雇事件は、遠藤分会長の懲戒解雇については、今や裁判で明らかにされようとしています。裁判の重要性を組合員の皆さんに認識してもらうことは、担当弁護士の責任であることを痛感し、三池争議の裁判の経過を報告したいと思います。

四種の民事事件

(1)遠藤長市氏懲戒解雇事件

(2)下田正人氏ほか二名の懲戒解雇事件

(3)相浦和弘氏ほか一六七名の整理解雇事件

(4)三池争議中の刑事事件による責任追及懲戒解雇事件

○　○

(4)　(3)　(2)　(1)

港務支部（三三四）二九五、二九二、一二、〇、三

三作（一九）一八、一八、一、

五、三、〇、〇

合計すれば在籍四七六五、投票総数三七二四、有効票三七〇七、賛成三五八三、反対一一九、無効六、白紙一一で、投票率七八・一五%、投票総数に対して賛成九六・三五%、反対三・二〇%、無効〇・一六%、白紙〇・二九%である。

改選延期を確認

無記名投票を終了

去る十二月二十三日の中央委員会の確認にもとづき、役員改選延期の無記名投票は、一月十、十一日に行なわれたが、投票の結果はつぎのように絶対多数をもって確認決定した。（　）内は在籍

宮浦支部（一、二七五）投票総数九四二、有効票数九三五、賛成九〇二、反対三三、無効一、白紙六　＝以下同順＝

四山支部（九二八）六七〇、六六六、六四二、二四、二、二

三川支部（一、七八〇）一四二七、一四二四、一三八一、四三三、〇

本所支部（四二九）三七二、三七二、三六三、四、〇、〇

激電

続々と全国の仲間から

不当な会社の首切りに憤激しています。三池の仲間が固いスクラム組んで断固斗かわれんことを祈るとともに、われらもともに斗うこと祈います。

全九電労組

貴労組にかけられた弾圧を再び全労仂者の団結ではね返そう。首切り絶対反対、ともに頑張ろう。

自治労久留米市労連

仂らく者の先頭に立って斗う三池の同志に襲いかかった首切りは、全労仂者に対する独占と反動池田内閣の挑戦である。われらまなじりを上げて県評七万断固としてともに斗うことを誓う。団結頑張ろう。

熊本県総評

以下電文を省略して発信地の団体名だけを記載する。

坂本泰良、日窒水俣労組青行隊、社会党八幡支部、社会党都城支部都城地区労評、日窒水俣丸島拠点水俣日当拠点、全逓嘉飯山支部大里・野宮山・井上・秋光・長谷川田中稔男、小柳勇、炭労諫山、総評全国オルグ前田義光、総評オルグ松尾、解放同盟熊本県連富岡、長崎県吉村、社会党福岡県連、共産党福岡地区委員会、社青同新日窒班、社青同山野、社青同福岡地本福岡支部、水俣浜拠点、水俣三本松拠点、水俣江添拠点、水俣米の津拠点、水俣嘩内拠点、水俣フイロウ拠点、水俣百軒拠点、水俣八幡拠点大会、水俣古賀拠点、水俣津奈木拠点、水俣出水拠点、水俣永野拠点、高島労組第八十回委員会、日窒水俣労組、合化水俣斗争本部、合化労連日窒守山労組、兵庫県総評、私鉄中国労組、道炭神威支部、全逓嘉飯山支部、飯野労組、興炭労本山指導部、静岡県教職員組合、秋田県小坂鉱山労組全金属福岡地本、奔別労組、全逓村上三池を守る会、荒地評第一回執行委員会、社会党熊本県連、吉田法晴、社青同都城支部、私鉄山陽労組

会社側の解雇理由を聞き終った後、宮川組合長はつぎの通り述べた。

会社側の解雇理由を聞いていると、極東裁判におけるアメリカ側検事の論告を聞くような思いがする。

われわれは全く不満であり、不当極まるものと考える。こういう三井鉱山の態度では、労資関係が悪化するだけであり、これからの紛争の責任は組合側にはない。組合としては、十分検討して次回に質問なり意見をいう以上でこの日の団交は終ったがわれわれはこのような三井鉱山のファッショ化は、三池労仂者として絶対に許せない。

われわれはあくまで長期抵抗路線に立つ頑強な抵抗斗争を組み、炭労・総評の仲間をはじめ、全国の心ある国民の皆さんとともに斗い抜く決意をあらためて表明するものである。

みんなで民主主義を守ろう！

白紙撤回せよ

大地評代表、抗議と申入れ

組合ぶっ潰しの意図をもって三井鉱山が今回行なつてきた十名の責任追及については、炭労・総評の仲間をはじめ、意識ある一般国民は期せずして組合運動に対するファッショ攻撃として、いっせいに非難をはじめている。

大地評では一月十一日、浅山大地評副会長（三煉労組委員長）、風斗大地評次長が代表として、三池労組立山書記次長と同道、三池鉱業所大沢労仂部長と面会し、抗議と白紙撤回を申入れた。

まず、浅山副会長が今回の責任追及は非人道的な行為であり、直ちに撤回されたい旨の抗議を述べついで風斗次長は、坑内での怪事件デッチ上げ宣伝を行なつた会社の態度について抗議を行なつた。

そして〝今回の責任追及は明らかに不当であり、責任はむしろ会社幹部にこそある。三井鉱山が白紙撤回するまで三池労組とともに斗い抜く。会社は今こそ反省し直ちに白紙撤回されるよう強く申入れる〟旨の申入書を読み上げ手交した。

☆　☆　☆

四山鉱で一名死亡

今年、早くも殉職出す

坑内災害は減少するどころか合理化の推進と相まつて、生産を急ぐあまり保安はいよいよ無視されている。

昨年も記録的な殉職者を出したが今年も新年早々すでに一名の殉職者を出した。

正月休みがあけたばかりの六日四山鉱五六〇米坑道四目抜口で午後一時ごろ、運搬工の小林広治さん（38歳・第二組合）が変災にあい重傷後死亡した。

この日小林さんは日曜出勤をして勤務していたものだが、午後一時ごろ前記五六〇米七昇よりB・C巻立に向って撤去材料を電車にて索引中、キャップランプのコードをP・C架台にひっかけ、炭壁とフレームにはさまれ重傷（腹部挫創・内臓破裂）後死亡された。

この現場は坑道がものすごく低く加えてフレーム（訳・坑内にあるベルトコンベアーのベルトを支えてベルトの脇についている）とベルトの間がわずか八センチしかない。

結局、問題はこのような状態に放置している坑道整備の不良であり撤去作業をしていなかつたことがあげられる。

生産に狂奔するあまり、第二次的に見なすこういう作業が軽視されているなぎり、変災は後を断たない。

声明書

三井鉱山は、三池争議に至るまでの経営上の無策と怠慢および争議中の分裂策動や暴徒導入など最も卑劣な不法行為の一切を何ら反省せぬどころか、就労後におけるまさに異例とでもいうべき組合無視・人権じゅうりんの不当労仂行為の非をもさらにかえりみることなく、三池争議の責任追及と称して当時の戦術委員会メンバー全員一〇名の解雇を一昨二八日に申し入れてきた。

いうまでもなく、一方的且つ不当極まる争議責任の追及は、憲法に保障された争議権のはく奪であり労仂組合運動それ自体の無視・否認以外のなにものでもない。

われわれ全中央委員は、労仂組合運動の自主性と団結権など労仂者の民主的諸権利を断固守るため、全組合員の総力を結集し、その最先頭に立ちあくまで撤回のその日までたたかい抜くことを決意したここに、総評・炭労および全国の勤労者・国民各層のきょうだいたちに一切の反動化に通ずるかかる暴挙を許さぬわれわれの決意を訴え、相共にたたかわんことを心から要請し右声明する。

一九六二年一二月三〇日

三池炭鉱労働組合

第一一回中央委員会